

令和 4 年

第 13 回 教育委員会 定例会

議 事 録

佐 渡 市 教 育 委 員 会

令和4年 第13回 **定例**・臨時委員会 議事録

委 員 会 日 程		会 場
開会日時	令和4年9月26日 午前・ 後 2時30分	両津地区公民館 3階 第1学習室
閉会日時	令和4年9月26日 午前・ 後 4時9分	
延会日時	平成 年 月 日 午前・後 時 分	
出 席 者	欠 席 委 員	会 議 録 署 名 委 員
教育長 新発田 靖		仲川 正道
1番委員 仲川 正道		岩崎 奈美
2番委員 池 典比古		
3番委員 瀧川 紀子		
4番委員 岩崎 奈美		
説 明 の た め 出 席 し た 職 員		
教育次長	磯部 伸浩	社会教育課 課長補佐 本間 正寛
教育総務課		
課長	柳澤 正二	世界遺産推進課
課長補佐	飯田 誠	課長 正治 敏
総務係主任	小林 唯美	文化財室長 藤井 隆博
学校経営指導員	大谷 直治	文化財保護係長 坂下 肇
		世界遺産登録推進係長
学校教育課		佐々木 貴浩
課長	森 和人	文化財保護係主任学芸員
管理主事	福井 晴人	市橋 弥生
傍 聴 人	有 無	
報 告 の 要 旨	「議事の概要」のとおり	

会 議 で 行 っ た 選 挙 の 結 果
なし

会議に付議した事件の題目	
議案第 49 号	佐渡市小学校・中学校再編統合計画の策定について
議案第 50 号	佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等について
議案第 51 号	佐渡市教育委員会職員の分限処分について
議案第 52 号	佐渡市教育委員会職員の人事異動について
報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 学校情報について 2 令和 5 年度入園児童募集について 3 「佐渡の金山」の世界文化遺産登録に向けた状況について 4 伝統的建造物群保存地区について 5 佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について 6 佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について 7 通級指導教室の新設について
次回会議開催日	
採決の結果及び可否の数を計算したときは、その数	
なし	
請願、陳情	有・ 無 有の場合、別紙のとおり
その他必要と認めた事項	
特になし	

【議事の概要】

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 ・新発田教育長 	<p>◎本定例教育委員会は、午後2時30分から開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ただ今から、令和4年第13回佐渡市教育委員会定例会を開催いたします。 ・初めに、日程第1、「議事録署名委員の指名について」ですが、本日の署名委員は佐渡市教育委員会会議規則第18条の規定により仲川委員と岩崎委員の2名を指名いたしますので、よろしく願いいたします。 ・次に、議案第49号から報告事項1までは、人事及び個人情報に関する内容及び公表前の内容が含まれていることから、佐渡市教育委員会会議規則第7条の規定により秘密会としたいので、これに賛成の方は挙手をお願いいたします。 ・挙手 ・挙手多数です。 ・よって、議案第49号から報告事項1を秘密会とすることといたします。
	<p>【秘密会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議案第49号「佐渡市小学校・中学校再編統合計画の策定について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・議案第50号「佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・議案第51号「佐渡市教育委員会職員の分限処分について」、柳澤教育総務課長より説明する。 ・議案第52号「佐渡市教育委員会職員の人事異動について」、柳澤教育総務課長より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て原案どおり可決された。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告事項1「学校情報について」、福井管理主事より説明する。 <p>【以上の議案については、質疑を経て終了した。】</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・柳澤教育総務課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・次に、報告事項2「令和5年度入園児童募集について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度の入園児童募集を10月市報により市民周知し、11月から申込受付を行います。さわた幼稚園定員120人、小木幼稚園定員40人で募集いたします。令和4年度との変更点ですが、あいかわ幼稚園の閉園に伴い、あいかわこども園の開園、海府保育園の休園です。今後の方針としまして、令和4年5月公表の「佐渡市公立保育園・幼稚園・認定こども園運営基本指針」に沿った運営と適正配置に向け進めることで、子ども若者課から事業概要説明書を頂いています。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただ今の説明に対して、質疑等ございますでしょうか。 ・質疑なし

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項3「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けた状況について、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私からは、2つについて説明をさせていただきます。まず「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録に向けた状況です。経緯につきましては、昨年の12月28日からの経過についてです。今年の7月28日になりますが、「佐渡島の金山」について、ユネスコに推薦書を改めて提出することになりました。ユネスコ事務局から、審査の結果、推薦書の一部に十分でない点があるとの判断が出されました。文化庁とユネスコ事務局でこれまでの間協議を重ねていましたが、一応最終的に議論を続けても、審査が前に進まないという判断をさせて頂いたところ、また今年度から推薦書の様式が変更され、提出には新様式に沿った改訂作業が必要であり、推薦書暫定版の提出期限が本年の9月末を鑑みて、今月9月末までに推薦書暫定版を出そうと準備をし、来年2月1日に正式な推薦書を提出しようということになり、推薦書の再提出をするという考えになりました。それを受けて本年8月7日、前文部科学大臣の末松文部科学大臣が渡部市長と面会し、これまでの経過等を説明した上で佐渡の現地の視察を行って頂きました。9月21日には現文部科学大臣の永岡文部科学大臣も現地視察に来られて国としても推薦に向けてオールジャパンでやりましょうという末松文部科学大臣の引継ぎもあったといったコメントも出して頂いた上で9月末に暫定版を作ると、今大詰めになっている訳ですが、それに向けて若干説明等頂いた上で現地を視察して頂いたという流れになっております。 ・ 今後想定される流れは、9月末までに暫定版、これは日本語版ではなくて英語版をユネスコへ出します。これは新様式に沿ったものになりますので、昨年出した現在のページ数よりは100ページ位少なくなる見込みで今暫定版最新の佳境を迎えている状況です。その変更版を出した後の、2月1日までの間については、ユネスコでその内容等を見て頂くということになりますから、もし不備等あれば暫定版の段階でやりとりができる状況になっております。それを受けて大丈夫ということであれば、2月1日に正式版、これも基本的には英語版をユネスコに正式版を提出する予定になっております。それを受けて来年秋頃に、本当は今年の秋頃にやる予定だったのですが、イコモス調査員による現地調査を行って、令和6年7月夏頃と想定しておりますが、ユネスコ世界遺産委員会、これはどちらで開かれるかといった情報は全くございませんが、「佐渡島の金山」の世界文化遺産登録の可否が最短で令和6年7月頃を見越して決定されると聞いております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ございますでしょうか。 ・ これまでの流れを見ていまして、佐渡市の担当の方々、それから佐渡市長、県知事、県の担当の方々、本当に熱意をもって進めて頂いているという

	<p>のはよく分かります。それに引き換え国の熱意が感じられない。何故国内推薦候補に選定する答申があれほど遅くなったのか、答申をされた後も勢いが感じられずに、ユネスコへの推薦がぎりぎりになってしまった。何故なのか言いにくいと思いますので、答えは結構です。さてこれからもう一度仕切り直しです。暫定版という言葉がございましたが、様式が変わったから暫定版があるのか、今までも暫定版というプロセスがあってそれで一定の協議をして本式の推薦書を出したのか、そののところをつかみ切れていないものですから、説明をお願いします。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定版につきましてはこれまでの間もございましたが、佐渡につきましては、仲川委員が仰ったとおり、12月28日に推薦の決定がされたということで、あくまでも暫定版の期限というのは9月1日になります。当然暫定版出すには間に合わなかったのが一つの要因になりますので、実際夏位になっていれば、暫定版を出せたといった物理的な問題もございます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定版を出さなかったという事実があるわけですので、その暫定版を出さないことの責任の所在については、どういう返答が国からはありましたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同じ回答になってしまいますが、あくまでも国内候補選定を受けたのが昨年の12月28日になりますので、それまでの間、国内候補ではなかったと、その理由一点であります。国内候補ではなかったので、暫定版も当然作っていませんし、正式な推薦書というのも作ってはいましたけど、出せる状況ではなかったといったその二点になります。そういった回答が国からはきておりました。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ この件については、新潟日報でも大分詳しく書いてありました。「文化庁の甘さ」という言い方だったと思います。ここで議論することではないのですが、私もそう捉えております。今度は、それぞれの担当でもう一度しっかりやって、政治的にも怠りなく進めてもらいたい。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他、ご質問等ございますでしょうか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項4「伝統的建築物群保存地区について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「伝統的建造物群保存地区」の制度につきましては、伝統的建造物群と周辺環境を歴史的に価値のあるまとまりとして一体的に保存・整備を行い、住民合意のもと、そのまちのものを文化財として守っていこうとする制度が「伝統的建築物群保存地区」といった考えになります。特にその価値が高いといわれているものが、重要伝統的建造物群保存地区といったものに定義が成されております。 ・ 伝建地区では、町並みを守るルールを作り、補助制度を準備し、住民の皆様のご取組みを支援するといったことになります。それで、保存条例をあら

<p>・新発田教育長</p> <p>・池委員</p> <p>・藤井文化財室長</p> <p>・池委員</p> <p>・坂下文化財保護係長</p> <p>・池委員</p>	<p>かじめ制定し、市（教育委員会）で保存地区と保存活用計画を決定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今日皆様方に知って頂きたいことは、特に今後の予定で条例の改定をしたいと考えております。現行の佐渡市宿根木地区歴史的景観条例という制定を改廃して、佐渡市で一つの条例にしようということで、佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例というものを新たに制定したいと考えております。それで、9月議会、委員会を含めて報告しておりまして、今後パブリックコメントの手続きを実施したいと考えております。それを受けて、最短で今年の12月議会に上程し、来年4月に施行予定で現在取組んでおります。 ・ そもそも何故条例改定が先にあるかといいますと、条例は制定しないと国の指導助言が受けられない。それが、皆様方の資料4ページをご覧ください。伝統的建造物群保存地区制度フローチャートというものがございまして。上から2段目、伝統的建造物群保存地区保存条例の制定というものの右側に指導助言というものがございまして。佐渡市世界遺産推進課で行いたいと思っているものが、2番目の伝統的建造物群保存地区保存条例の制定をしたい、それについては、国からの指導助言を受けたいというものがありますので、この2番目について、先ほども言いましたとおり、12月議会にかけて来年の4月施行と考えております。2ページに戻って頂きますと、条例ができるとどのようなスケジュールになるかというところ、一番下のところの、令和5年度の4月から保存審議会を制定することができて、尚且つ住民説明会を行い、教育委員会によって制定後保存地区の決定というのを、最短で来年の9月位までの間に行いたいと考えております。9月以降もう一度保存審議会を開催し、特定物件の同意取得、教育委員会に諮って、保存活用計画の決定を行った上で令和6年3月重伝建地区選定の申出を国に対してしたいといった流れで、現在考えております。 ・ まず、条例の制定をさせて頂いた上で保存審議会を実施させて頂きたいといったところまでのスケジュール感をご理解頂ければということをご報告とさせて頂きます。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ございましてでしょうか。 ・ 今の話で大体わかりました。令和5年3月に申し出るという事になっていきますね。 ・ 令和6年3月に国へ重伝建の申出を行います。令和5年度末です。 ・ そうなると、世界遺産決定が、令和6年7月が上手くいけば。これも一緒に、3月に出したものは7月位に受理され、正式なものになる予定はありますか。 ・ ご説明させていただきます。私どもとしては、令和6年3月に申出をしまして、文化庁で文化審議会を経て決定するものですから、いつまでというのは今はっきりとは言えない状況です。 ・ 世界遺産と同時位に進んでいけると、PRとして佐渡を見てもらうにも
--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 正治世界遺産推進課長 	<p>非常に良いのかなと思います。審議会で選定してくれるのが7月位までに決定するかどうかというのを聞いたかったですけれども、もっと長くかかるというのは間違いありません。今までからいうと。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 池委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 説明されていない部分もあったかもしれませんが、一応今後住民の方々に、説明会若しくは同意という形になるのですが、あくまでもこのスケジュールは最短、最速でこれを予定していることとなりますので、全国的に見てもちょっとタイトではないかという意見もあるものですから、一応それは文化庁から有識者の方々のご意見等を交えながら最短でなるべく進めるような形をして、しっかりした制度として作っていきたいと考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常に良いと思って、両方いけば佐渡の良さを見て頂くには最高かなと思ったので、一緒にいったらいいなと勝手に想像したしだいです。 ・ その他ありますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 私ども教育委員会にはこの件は議決権がありません。これは条例ですので新しい知識として伺いたいのですが、宿根木地区景観条例を改廃して佐渡市伝統的建造物群保存地区保存条例に変えるということは、名前をこれだけ変えるわけですから、宿根木以外にも候補をいくつかもう考えているという理解で宜しいのかどうか。もう一つはこの歴史的建造物の「的」の意味ですけど、歴史建造物じゃないんですね。昔からのものが保存されているという解釈と、もう一つは歴史「的」な町並みを再現したものであってもこの条例は適用されるようになるのか。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 坂下文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご説明いたします。それではまず宿根木以外の候補があるのかということなんですけれども、現在要望が小木町の方からあがっておりまして、そちらの方で一応候補ということで想定しております。その為に、宿根木に限定しない条例に制定改廃しようという方向で進めております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 坂下文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ いわゆる小木町の通りですね。 ・ そうですね。範囲等については調査を進めている段階なのではっきり申し上げることはできないんですが、候補としてはそちらの方を考えております。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 歴史的建造物の意味なのですが、例えば再現したものではなくて、あくまでも伝統的な町並みが良く残っている地域の方が、今回伝統的建造物群保存地区になりますので、そちらの方で国が価値を認めて頂ければ重要伝統的建造物群保存地区となるということでございますので、あくまでも再現した町並みとかではなくて、今良く残っているものというものが文化財として指定されるということになります。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば相川の京町通りに江戸期の工法を再現しながら、今残っているものも残しながら、通りを保存の方向に向けていきたいという場合はそれに当たらないという解釈なんですか。或いは赤泊の海岸通りの奥に昔ながらの赤泊の通りがある。田辺邸の望楼のあるところを中心に古い町並みが残っている。あれを外観だけでも昔のように戻したいという取組があっ

<ul style="list-style-type: none"> ・坂下文化財保護係長 	<p>たつとすると、そういうところまでは、この条例ではカバーできないということですか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 私が再現したというところで勘違いしてご説明してしまったんですけども、昔の古い建物とかそういったものが良く残っている町であれば、こちらの方の条例の方は活用出来るかと思ひます。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ではもう一点だけ、住んでいる方が中心となつて町並みを保存するということはとても大変なことだと思ひます。労力もお金もかかることで耐震工事も必要です。更に外観も整えなければならぬと考えると、この条例を適用した場合にはどこまで個人に対する財政的な面倒が見られるのか、国が関わった場合どうなるのか、見通しを教えてください。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ こちらの方で重要伝統的建築物に選定されると、国からの支援がございまして、基準に沿った修理・修景を行う場合については、市から所有者へ補助金を交付しますという支援とか、あとは防災計画とかをたてると市民の方が使いやすい防災器具等で、防災の地区を定めることができるというようにござひます。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐渡市の文化財が何か被害があつて修繕しなければならない時には、原則として半額の補助をしているはずですが、国が関わるとどうなりますか。
<ul style="list-style-type: none"> ・坂下文化財保護係長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国からは65パーセントの補助がきます。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他ござひますでしょうか。
<ul style="list-style-type: none"> ・委員全員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なし
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 質疑なしと認めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・藤井文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 追加で別件の報告をいたします。4月の教育委員会定例会で二宮神社の狛犬の文化財指定を解除させて頂きました。その際に仲川委員からご質問ございまして、全国の石造の狛犬は何件あるんだというご質問ございまして、こちらの方で文化庁が運営するホームページの、国指定等文化財データベースで検索しまして、5件あるということが分かりました。ただ、都道府県と市町村についてはデータベースがないため数については確認出来ませんでした。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的な特徴はありましたか。
<ul style="list-style-type: none"> ・藤井文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域的な特徴は、西日本の方が多かったです。岐阜県1件、京都府2件、福岡県2件です。
<ul style="list-style-type: none"> ・仲川委員 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 足利時代のものでしたね、確か。
<ul style="list-style-type: none"> ・藤井文化財室長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時代については、桃山時代が2件と鎌倉時代2件と中国のものになりますが北宋時代1件です。
<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育長 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に、報告事項5「佐渡市立学校の児童及び生徒の文化及び体育活動費補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。
<ul style="list-style-type: none"> ・柳澤教育総 	<p>【説明要旨】</p>

<p>務課長</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・池委員</p> <p>・柳澤教育総 務課長</p> <p>・池委員</p> <p>・柳澤教育総 務課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・柳澤教育総 務課長</p> <p>・仲川委員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・委員全員</p> <p>・新発田教育 長</p> <p>・柳澤教育総 務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 改正内容につきましては、第3条の補助対象経費及び補助額です。補助対象者を小中学校の部活動を行う団体としていることから、子どもの指導にあたる外部コーチ・引率教員についても補助対象とするものです。 ・ あと、市の組織改編によりまして、所管課が学校教育課から教育総務課に変わった事による改正を今回行うものです。 ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ございますでしょうか。 ・ 変わった理由としましては、外部コーチ等の補助も大会によっては出てくると考えれば良いですね。中体連の大会においても、外部コーチが付いていた場合はその外部コーチの旅費も今までと違って出てくる。 ・ そうです。 ・ もう一点、引率教員も同様とあるんですが引率教員の分は県費で出てくると思うんです。対象となるのが小中学校体育連盟と教育機関等公的機関の主催する大会ということになってくるんですが、そうするとかなり限られてくると思います。例えばどういうものがありますか。 ・ 細かい資料がないので後でご報告の方させて頂ければと思います。 ・ 補助対象者については、小中学校の部活動団体ということが明記されているのですが、バレーボールのクラブチームであるとか、離島甲子園のような複数の学校が協力し合ってチームを作っている場合もこれが適用されるのですか。 ・ これは部活動の活動に対しての補助になりますので、今仰っていたようなクラブチーム等への補助は対象ではありません。 ・ 離島甲子園につきましては、また別の経費で負担しておりますので、今回の補助金ということとは別の経費になります。 ・ あくまでもこれは、学校管理下の部活動の大会派遣だということですね。 ・ その他質疑等ございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 続きまして、報告事項6「佐渡市立学校等遠距離通学児童生徒通学支援及び通学費補助金交付要綱の一部改正について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 17条について、市の組織改編により所管が変わった為、学校教育課から教育総務課に所管替えしたものです。 ・ 第4条第3項の規定につきましては、補助金の一月あたり10日以上に登校があった月について交付すると、基準について明確化したものです。 ・ 別表第1に中等教育学校前期生の内、特に遠距離から通学する生徒を支援する内容を加えたものでございます。補助額は9キロ以上月2,000円と
---	---

<ul style="list-style-type: none"> ・新発田教育 長 ・仲川委員 ・柳澤教育総 務課長 ・仲川委員 ・柳澤教育総 務課長 ・岩崎委員 ・柳澤教育総 務課長 ・新発田教育 長 ・委員全員 ・新発田教育 長 ・森学校教育 課長 	<p>いう項目を追記させて頂いたものです。今回のこの改正につきましては、令和2年度中に改正を行ったところでしたが、我々の確認不足で中等教育学校の部分につきまして、改正の本文から抜けていた関係で改正がなされていなかったということがわかりまして、今回改めて改正をお願いするものでございます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ございますでしょうか。 ・ 現在の補助金執行状況を教えてください。総額でいくらぐらいになるのか。 ・ 手元に細かい資料がございませんので、あとで報告させてください。 ・ もう一つ、学校統合を計画通りに実施した場合、この補助金がどのくらい膨らむのか、スクールバスで対応するので膨らまないのか、見通しも教えてください。 ・ 統合でいくら増えるかというのは現時点では試算しておりません。見込みですとスクールバス対応になるのかなという想定をしています。そうしますと、スクールバスにかかる経費が今後増えることは想定されていますが、細かい数字が手元にないので、後日報告させてください。 ・ 中等教育学校は改正されていなかったということですが、今までは9キロ以上の生徒さんが全く支払いというものがなかったのでしょうか。 ・ 対象の方には補助はしております。今回は改正後本文の表に載っていなかったのが分かったものですから、改めて表に明文化したところでございます。 ・ その他質疑等ございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項7「通級指導教室の新設について」、事務局の説明を求めます。 <p>【説明要旨】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟県の方で通級指導教室の新設・継続について書類を提出させて頂いたことでの報告になります。1ページには、提出書類が書かれていますのですが、(2)の継続については、現在ある通級指導教室になっておりますが、(1)に書かれている新たに真野小学校に発達障害の通級指導教室を1部新設してもらいたいという申請をこれから出すという段階ですが、その方向で今準備して考えております。 ・ 3ページ見て頂きたいと思います。真野小学校の発達障害通級指導教室新設のお願いということで真野小学校長と佐渡ことば・こころの教室親の会会長さんからの文章が出ておりますが、現在通級指導教室を利用する児
---	--

童数、小学校の児童数ですが、真ん中あたりに書いております、令和2年度 152名、令和3年度 156名、令和4年度 184名と増加傾向です。またその中でも、発達障害通級対象児童数は、令和2年度 45名、令和3年度 54名、令和4年度 67名と増加傾向にあります。新潟県、全国的にもそうなのですが、今インクルーシブ教育ということで、通常学級に籍を置きながら通級指導教室を活用して指導を進めるという方向で、県の方もシフトを変えている状況です。

・ それを受けて、あらためて通級指導教室をさらに充実させていきたいということで今回真野小学校に新設しました。真野小学校に新設した理由といいますと、真野小学校で発達通級指導教室に通っているお子さんが、令和2年度7名、令和3年度11名、令和4年度13名と徐々に増えています。真野小学校のお子さんは金井小学校にある通級指導教室に通うという形で行っています。今現在南部は羽茂小にありますし、両津は両津小にありますし、金井小があるということで、相川小学校と真野小学校で検討されてきた中でことば・こころの教室の運営会議の中でも検討されてきた中なんです。今現在相川小学校には金井小学校の指導者が兼務という形で相川小学校に通ってそこで指導している。真野小学校の子どもたちは金井小学校に通っている。4ページに今佐渡の中での状況が出ています。中学校の方も加えていますが、もし真野小学校で発達通級指導教室ができましたら、真野小学校と相川小学校でセットを組んでやりたいという風に考えているところです。今、金井小学校の本務校で数が出ておりますが、発達通級の子どもたち通っている子が70名、言語が57名と非常に多い段階で金井小学校は指導者も2人ずついるのですが、それでもなかなか子どもたちの指導に時間を要する大変な状況になっているということで、このように希望して新設したいと考えています。5ページ6ページは現在の真野小学校と相川小学校の兼務校で通っているお子さんの状況について触れているところです。7ページは真野小学校、相川小学校の状況の変化と、今後今の状況で続けると真野小学校は13名（令和5年度）、15名（令和6年度）、15名（令和7年度）、相川小学校5名（令和5年度）、4名（令和6年度）、5名（令和7年度）の数になりますよということで、真野小学校の方を選択しているという事になります。

・ 新発田教育
長

・ 瀧川委員

・ ただ今の説明に対しまして、質疑等ございますか。

・ 増設して頂くのは本当にありがたいと思います。私の息子も随分前ですが、ことば・こころの教室に通っていました。やはり人数が多いと、例えば季節性のインフルエンザで休んでしまったから次のスケジュールに入れたいとか、学校行事と重なった時、1回入れたシフトをなかなか変えられませんが、また、その時の体調や気分で行けない状態でもそこに行って指導受けることで、なかなか苦労した面もあります。やはり状況的には少子化だといいいながら発達障害の割合は増えていて、早い段階での適切な指導や関わり方を

<ul style="list-style-type: none"> ・ 仲川委員 ・ 森学校教育課長 ・ 新発田教育長 ・ 委員全員 ・ 新発田教育長 ・ 事務局 ・ 新発田教育長 ・ 仲川委員 ・ 柳澤教育総務課長 ・ 仲川委員 ・ 柳澤教育総務課長 ・ 新発田教育長 	<p>学ぶことによって、保護者も本人も随分楽になると思います。そういう環境作りをどうぞよろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 真野小学校に開設した場合に教員数は、どうなりますか。 ・ もし通級指導教室ができれば、その指導者が加配という形で1名追加される予定となっております。 ・ その他質疑等ございますか。 ・ 質疑なし ・ 質疑なしと認めます。 ・ 次に、報告事項8「その他について」、事務局からありますか。 ・ 特になし ・ その他委員の皆様から何かございますか。 ・ 8月から9月にかけて市長との総合教育会議を開催するという話がありました。その後一向に連絡はないのですが、どうなっているのか教えてください。 ・ 市長の日程が取れませんでしたので、10月の下旬で調整をさせて頂きたいと考えております。 ・ そうすると今日議決した学校統合の件は、もうその頃になると議題にはならないということになりますね。 ・ その辺の議題にはならないということはないと思いますので、その辺も意見交換という風に思います。 ・ 日程第6「報告事項」はこれで終了いたします。 ・ 日程第7「次回会議の開催日」について、事務局の説明を求めます。 【次回の会議は、10月28日（金）に定例会を開催したい旨を説明した。】 ・ 以上で、令和4年第13回佐渡市教育委員会定例会を閉会いたします。 <p style="text-align: right;">午後4時9分終了</p>
--	---